GYOSEISHOSHI HOKKAIDO

No. 328

行政書士北海道

北海道行政書士会

- 平成29年 新春賀詞交歓会・新春セミナー報告
- 鵡川高校出前教室の報告
- 特集：意外に知らない（?）道路交通法～左折編～

電子会報1～2月掲載

2017 春

最新電子会報掲載▶http://www.sss-p.com/kaiho/

ホームページアドレス=http://www.do-gyosei.or.jp　メールアドレス=gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

facebook=https://www.facebook.com/gyosei.sapporo

行政書士
北海道

目次

2017
春
No.328

今号の表紙
『鯉のぼり』

北海道で鯉のぼりといえば、定山渓の春の風物詩「定山渓温泉渓流鯉のぼり」ですね。今年も4月15日から5月7日までの約1ヵ月、定山渓の豊平川上空に400匹の鯉のぼりが泳ぎます。一般の家庭や職場から、不要になった鯉のぼりを募集しているんだそうです。幅100メートルの渓谷を挟んで建つホテルや街路樹の間など、定山渓の清流を横切るようにたくさんの鯉のぼりが元気に泳ぐさまは圧巻です。ゴールデンウィークを利用して行ってみてはいかがでしょうか？

特集

06 意外に知らない（？）道路交通法～左折編～

報告

03 平成29年 新春賀詞交歓会・新春セミナー報告
04 鵡川高校出前教室の報告
10 行政書士記念日 各支部報告
旭川支部／釧路支部／札幌支部
11 空知支部／十勝支部
12 国際業務研修報告
13 行政書士会ADRセンター無料相談会の報告
申請取次行政書士管理委員会からのお知らせ
14 平成28年度 自動車関連諸団体との協議会が開催されました
全道支部OSS担当者会議が開催されました
15 夕張支援事業の実施報告
20 2月22日行政書士記念日 広報活動の報告

お知らせ・ご案内

05 会長選挙のお知らせ
平成29年度 定時総会
11 公示
15 北海道行政書士会ホームページリニューアルについて
メールマガジン再登録について

会の動き

16 新入会員
18 会議開催状況＜12～2月＞（一部抜粋）
19 ご逝去
編集後記

たくまくんコラム

こんにちは、たくまだよ。

2月に恒例の登録説明会も終わり、これから北海道行政書士会にもまた新しい仲間が増えるよね。

新しい仲間といえば、今年は役員改選の年だね。次の会長さんが誰になるのか、僕も気になるけど、この会報を作っている会報編集委員の任期も今回の号で終了して、夏号からは新しいメンバーに変わるよ。

さらに北海道行政書士会のホームページも2月22日から新しくなったんだよ。僕はもうチェックしたけど、とてもおしゃれなデザインになっているよ。ちなみに、リニューアル後はログインID・パスワードの新規入力が必要になるんだって。今号の記事にもなっているから、確認してみてね。これからホームページがよりたくさんの人達に見てもらえると良いね。

平成29年
新年賀詞交歓会・新春業務セミナー報告

平成29年1月27日（金）13時30分から15時までホテル札幌ガーデンパレス２階「白鳥」において新春業務セミナーが開催されました。

今年の新春業務セミナーは講師に群馬県行政書士会から小山範之氏をお招きし、「知的資産経営を活用した中小企業支援の基礎と実践」をテーマに貴重なお話をお聞きすることができました。

講師の小山氏

まず、「知的資産・知的資産経営とは何か」として、知的資産とは具体的にはバランスシートには載らない人材やネットワーク、技術、ノウハウ、経営理念などのことをいい、許認可も重大な知的資産の一つであること。また知的資産経営とは、どんな小さな企業・起業したての会社でも保有する、知的資産を活用して継続的に業績を上げる経営であることが説明されました。

続いて、「なぜ知的資産活用なのか？」として、経営資源に乏しい中小企業にとって価格勝負は難しく、あまり減ることのない知的資産で付加価値をつけるべきことや、国策等に見る知的資産経営重視の施策などが説明されました。

吉村会長あいさつ

さらに、知的資産経営が特に行政書士にとり、支援の基本として有効な理由としては、行政書士は伴走者として長いお付き合いができるため、その中で企業が自らの持つ知的資産に気づくためのサポートができること。また、気づかせて終わりではなく、その結果を知的資産報告書等の形にして活用する方向へとつなげられることが挙げられました。

また中小企業、特に小規模企業は様々な手続きや検討課題の集合体であり、個人や家庭法務も前面に出て来るがそれも行政書士の守備範囲であるため、行政書士は特に小規模企業にとって最大の支援者となり得るという点が指摘されました。

新春業務セミナーに続いて15時30分より新年賀詞交歓会が開催されました。今年は国会議員等23名、道議会議員24名、札幌市議会議員2名、関係機関団体21名と多数のご来賓にご出席いただき、盛大に催されました。

賀詞交歓会 会場の様子

出席された皆さんは各々の名刺交換に続き、テーブルへ回ってこられた来賓の方々とのお話に花を咲かせていたようです。こうして平成29年の新年賀詞交歓会も盛会のうちに終了しました。

鵡川高校出前教室の報告

平成28年12月15日（木）14時25分～15時15分の50分間、北海道鵡川高等学校音楽室において、高校三年生を対象に出前教室を実施しました。今回、事前に苫小牧支部の清野支部長と打合せを行い、当日は苫小牧支部からも参加協力を頂き、無事に出前教室を実施することができました。

高校三年生という学年は、（実施日の）数か月先には就職や進学等により生活環境が変わる可能性があること、数年先に成人となり自立した生活を築いていくことになる年齢である等の理由から、広報部では、今回の出前授業のテーマとして、「今後の身近な行政手続での住民票などの証明書について」と「これから社会出ていく場合に注意すべきこと」という2つを選びました。

最初に、高校卒業後、親元を離れて大学や就職先の近くにアパートを借りるということを念頭に置いて「アパートマンションを借りる際の注意事項」というテーマで、行政書士会北海道ADRセンターの河上隆センター長が授業をしました。

北海道ADRセンターでは実際に敷金の返還・原状回復義務に関するトラブル事例の調停を行っていることから、それらの事例を具体的に取り上げたうえで、「契約時の注意事項」として、契約に際して事前の確認が重要であると説明していました。

河上隆ADRセンター長

出前教室の様子

続いて、本会の宮元仁副会長が「社会生活の法律と行政手続」というテーマで、「権利と義務とは何か」と「役所での各種証明書の請求」について、豊富な資料を参考に授業をしました。

最後に、生徒の皆さんに「志を持ちビジョンを立ててチャレンジしてほしい。」というメッセージと共に、「夢や希望に向かう権利は無限である。」という素敵な言葉で授業を締めくくりました。

宮元仁副会長

教育現場での出前教室は、対象年齢や環境により内容を変える必要があり準備が大変ではありますが、これからも、本会が教育現場で出前教室を実施することで、よりよい広報活動につながることを期待しています。

会長選挙の日程についてのお知らせ

北海道行政書士会　選挙管理委員会
委員長　村田　菊男

本会選挙管理委員会において、「会長選挙の予定日時」を決定しましたのでお知らせします。
会長選挙の期日や立候補の届け出などに必要な事項は、4月18日に本会の事務局内に告示しますが、その予定日時は、次のとおりです。

＊選挙期日
平成29年5月19日（第58回定時総会開催日）

＊投票所
第58回定時総会会場（ホテルライフォート札幌）

＊立候補の届け出
・届出の期間及び時間
平成29年4月24日（月）　9時～17時まで
・届出の方法
立候補予定者又はその使者が、次の届け出場所に「会長立候補届」（会則施行規則別記様式第7号）に「会長候補者推薦書」（同別記様式第8号）を添えて持参してください。
郵便、FAXなどによる届け出は出来ませんので、注意願います。
なお、会長立候補届等の用紙は、事務局にあります。
※留意点：会長立候補届、会長候補者推薦書に使用する職印は本会に届けられている職印であることが必要です。
・届け出の場所
本会会議室（札幌市中央区北1条西10丁目 北海道行政書士会館）

＊選挙権者
会長選挙において選挙権を行使できる者は、現に当該総会に出席している代議員とされています。

＊会長候補者となれる者
会長選挙において、会長候補者となれる者は、本会の会員であり、かつ、会員15人以上の推薦を受けた者とされています。

＊会長選挙についてのお問い合わせは、本会事務局にお願いします。
TEL：011-221-1221

平成29年度 定時総会

と　き：平成29年5月19日（金）10：00～
ところ：ホテルライフォート札幌
（http://hotel-lifort-sapporo.jp/）
TEL：011-521-5211　FAX：011-521-5215
札幌市中央区南10条西1丁目　中島公園前

意外に知らない(?)道路交通法～左折編～

自動車を運転しているときであれ、自転車に乗っているときであれ、歩行者として通行しているときであれ、私たちが道路を通行するときには必ず適用される道路交通法ですが(厳密には道路交通法施行令、道路交通法施行規則なども含まれます)、道路交通法の条文をきちんと読んだことがある人って少ないのではないでしょうか?

そこで今回は左折の方法について道路交通法の条文を読み解いてみたいと思います。ただ、ここで取り上げるのは一般的なルールであって、道路標識や警察官の手信号などで別途指示がある場合はその指示等が優先されます。

ひと口に「左折」といっても、道路交通法では「交差点の左折」、「環状交差点での左折」、「道路外の施設や場所に出入りするための左折」という3つのルールが存在しています。このうち、「環状交差点での左折」については信号機のない純粋な環状交差点は北海道には存在しないようなので(旭川市のロータリーは信号付きのため、釧路市のロータリー(?)は交差点内に停止線があり道路交通法上の環状交差点とは考えづらいため)、紙面上の都合もあり割愛したいと思います。

基本的な左折の方法

まず、基本的な左折の方法は交差点での場合も車道から道路外への左折の場合も大きな違いはありません。該当する条文は交差点での左折が第34条第1項、道路外への左折が第25条になります。

> 第三十四条　車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿つて(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。
>
> 第二十五条　車両は、道路外に出るため左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、徐行しなければならない。

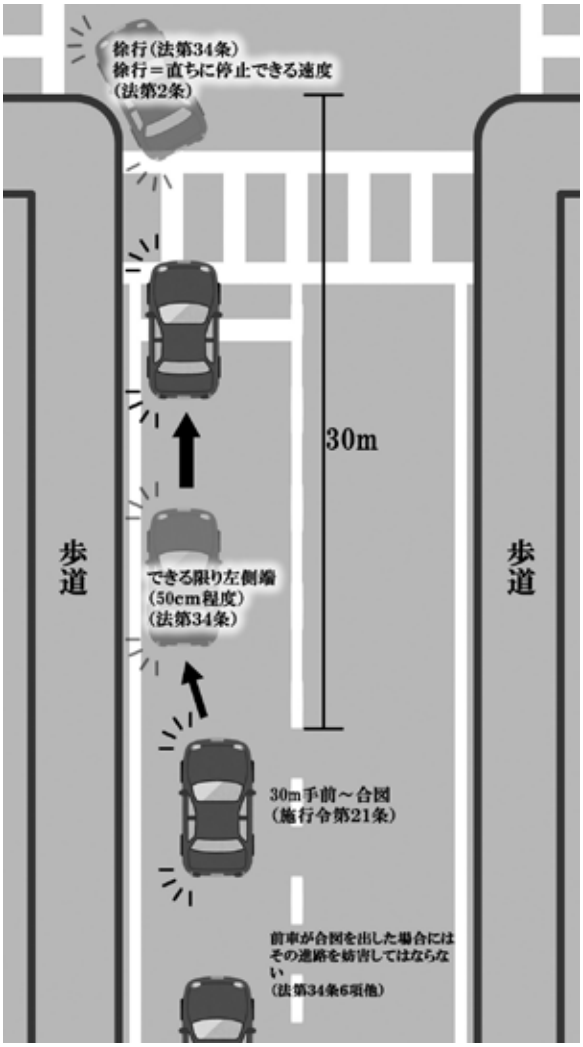

「徐行するタイミング・区間」はそれぞれ異なっていますが、左折する場合には、事前に「できる限り左端に寄って」「徐行」しましょう、ということですね。これに第53条第1項と道路交通法施行令第21条で規定される合図「左折する地点の30m手前から(通常は)左ウィンカーを点滅させる(そのほかにも合図の方法あり)」を組み合わせることになります。

この方法、運転免許を取得するときに必ず

習う方法なので、運転免許を持っている方は必ず耳にしているかと思います。なお、「できる限り左側端に寄って」の「左側端」は、通常車道と歩道の境界又は車道外側線（だいぶ端折って書くと車道の左端にある実線のこと、詳しくは道路構造令に規定されていますがここでは割愛します）をいい、「できる限り左側端に寄る」は、そこから50cm～80cm程度まで寄ることを指すと教える自動車学校・教習所が多いようです。

また、通常の走行から左折のために「できる限り左側端に寄る」際には第53条で定める「同一方向に進行しながら進路を変える」ことになります。進路変更の方法は、第26条の2第2項で定められています。

> 第二十六条の二
> 2　車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、進路を変更してはならない。

運転免許を持っている方の中には1度の左折で2回後方確認と自転車の巻き込み確認と教わったのを覚えている方もいると思いますが、それは進路変更の確認・合図と左折の確認・合図の2つをやっていた、ということなんですね。

交差点での左折でも、左折専用レーンが設けられている交差点での左折については（道路のできる限り左側端からではなく）その左折専用レーンの車線から左折する（第35条第1項）ように定められています。

> （参考）
> 第三十五条　車両（軽車両及び右折につき原動機付自転車が前条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする原動機付自転車を除く。）は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されているときは、前条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該通行の区分に従い当該車両通行帯を通行しなければならない。ただし、第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためやむを得ないときは、この限りでない。

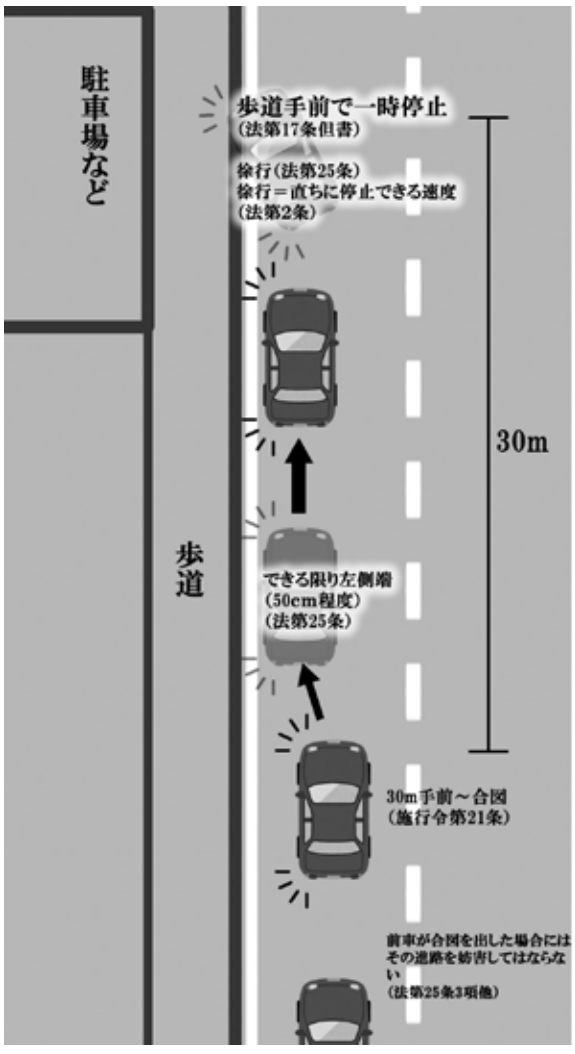

道路外への左折・道路外からの左折

「道路外への左折」の場合で道路外に出る時に歩道または路側帯（歩道の設けられていない道路にある帯状の道路の部分、第２条三の四号）を横断する場合には上述の第25条のほか、第17条第２項（歩道など直前での一時停止）も適用になり、歩道や路側帯のない道路においては、第25条の２が適用になります。

> 第十七条　（前略）ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。
> ２　前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。
>
> 第二十五条の二　車両は、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、道路外の施設若しくは場所に出入するための左折若しくは右折をし、横断し、転回し、又は後退してはならない。

２つの条文を簡潔にまとめると、歩道や路側帯がある道路の道路外に出る時には歩道手前で一時停止しましょう、歩道や路側帯がない道路では徐行だけでいいけど歩行者が近くにいる場合は一時停止しましょう、ということになるかと思います。

第25条の２では「道路外の施設や場所に出入りする」場合について規定されているので、道路外から道路に左折して侵入する場合にもこの条文が適用になるかと思います。道路外から道路に侵入する場合には他の車両や歩行者の正常な交通を妨害してはならない、というのはこの条文のとおりですが、道路外から車道に侵入する際に歩道や路側帯を横断する場合には第17条２項（歩道など直前での一時停止）の適用も同時に受けることになると考えられます。

軽車両について

以上が道路交通法で定められた左折の方法ですが、ここで注意したいのは道路交通法で「車両」という場合には、別途規定がない限り（たとえば第30条）「軽車両」、つまり自転車等も含むということです。

> （参考）
> 第二条
> 八　車両　自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
> 十一　軽車両　自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、（中略）身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。
>
> 第三十条　車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両（軽車両を除く。）を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

特に上述の第17条第２項（歩道手前での一時停止）の規定は、車道を通行する自転車がたとえば「押しボタン信号で止まりたくない」「駐車車両をかわすため」に自転車に乗ったまま歩道に侵入するケース（それの良し悪しについてはここでは触れませんが）にも当然適用になると考えられます。歩道と車道と

を往来する（法律上の）手間と歩道での徐行義務などを考えると、自転車に乗ったまま安易に車道と歩道を行き来するのは控えたほうがいいのでは、と著者は思っています。

ちなみに自転車のハンドル部分の横幅は40cm～60cm程度のものが多いので、自動車が左折の際にきちんと50cm程度まで「できる限り左側端に寄る」ことで自転車は物理的に左折しようとする自動車の左側に入ることが難しくなります。車道を走行中の自転車が近くにいる場合にはこうすることで自転車やバイクとの巻き込みによる事故をある程度防ぐことができるはずです。

この「できる限り左側端に寄る」意義というか立法趣旨が「軽車両や二輪車の巻き込み防止のため」であるなら、歩道から車道外側線まで広いスペースをとっている道路では左折時に車道外側線よりも左側まではみ出して左側端に寄ってもいいのではないかと著者は思っていますが、この「歩道から車道外側線までのスペース」を車道とみるか（東京高等裁判所昭和53年3月8日東高刑時報29巻8号149頁など）そうでないスペースとみるか（大阪高等裁判所平成14年1月25日・平成13(ネ)2847損害賠償請求控訴事件）で判例は対立しているようですし、実践は自己責任でお願いします。

また、自転車、バイクの運転手についても第34条第6項や第25条第3項の行為をしないように心がければ自転車と自動車の事故はかなり減少させることができるのではないかと思います。

(参考)
第三十四条
6　左折又は右折しようとする車両が、前各項の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない。

第二十五条
3　道路外に出るため左折又は右折をしようとする車両が、前二項の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない。

まとめ

車両が絡む事故が発生した場合には、この道路交通法の規定に従って、どちらの当事者がより大きな義務違反をしたかが問われます。

たとえば、左折車が車道を走行していた自転車を巻き込んでしまった場合には、自動車側には「事前にできる限り左側端に寄っていたか」「事前に合図をしていたか」「徐行していたか」「直前に当該自転車に対して無理な追い越しをしなかったか」といったことが、自転車側には「合図を出していた自動車の左側に侵入しなかったか」といったことが問われるでしょう。自転車がその事故の直前に歩道に移っていた場合でも、その自転車が「歩道手前で一時停止」且つ「歩道を徐行」していたら左折する自動車に巻き込まれるはずもないと考えられるのではないでしょうか。（文責：塩坂）

行政書士記念日 各支部報告 電子会報別冊より抜粋

旭川支部

旭川支部では、「行政書士記念日・無料相談会」開催の広報として、旭川市の広報誌、その他情報誌への広告及び支部ホームページに掲載しました。2月14日（毎月第2火曜日開催）「くらしの無料相談会」、2月22日「行政書士記念日・無料相談会」を旭川市神楽公民館にて開催しました。行政書士記念日は、昨年度から試みている夜間（午後6時）に開催しました。結果、両日合わせて4件の相続関係の相談がありました（前年度比3件減）。近年、旭川市内での行政書士による無料相談会の相談件数が減少傾向にあり苦慮しています。要因の一つとして、行政書士以外の各士業による無料相談会が盛んに開催され、相談者の選択肢が広がってきたものと思われます。次年度の開催に向けて、広報、開催日時及び会場などを検討し「選ばれる行政書士」を目指して活動していきたいと思います。

くらしの無料法律相談会の様子

釧路支部

平成29年2月22日（水）、釧路市役所防災庁舎1階多目的ホールにおいて、行政書士記念日無料相談会を開催しました。今年度も、釧路市の広報紙である「広報くしろ」と、釧路支部のホームページに無料相談会の案内を掲載し、開催の周知を図りました。

相談会当日は、午前10時から午後3時まで受付を行い、総勢4名の方の相談を受けました。内容は、相続に関する相談が3件、遺言に関する相談が1件というものでした。

ご来場いただいた方々には、北海道行政書士会のマスコットキャラクター「たくまくん」のイラストが入ったティッシュやメモ帳などを配布し、行政書士制度をPRしました。

相談者の方からは、「話を聞いてもらえてよかった」という、感謝の言葉をいただくこともありました。今後も、行政書士制度の周知を図ると同時に、地域の皆様のお役に立てるよう、より気軽に相談に来ていただけるような無料相談会の開催を考えていきたいと思います。

無料相談会の会場

札幌支部

札幌支部では行政書士記念日に合わせたイベントとして、札幌支部設立55周年記念事業と兼ねて札幌の地下鉄・市電に行政書士の業務や札幌支部で開催するセミナー、無料相談会をお知らせするポスターを掲示しました。このポスターは平成29年2月16日（木）から22日（水）までの一週間、地下鉄・市電の全線・全車両に掲示され、多くの方にご覧頂きました。

また、ポスター掲示期間中の2月18日（土）には、札幌市中央図書館において「札幌市図書・情報館×北海道行政書士会札幌支部　行政書士記念日連携セミナー　死後事務委任契約ってなに？」を開催し、173名もの方に参加して頂きました。

セミナーの様子

ポスター

空知支部

空知支部では、行政書士記念日の無料相談会を例年支部長の所在地（滝川市）で実施して居りましたが、今年は人口の多い岩見沢市に会場を変えて開催を計画いたしました。

２月22日（水）に岩見沢市オフィス北損ビル1階に於いて10時から15時までの5時間、地区担当の行政書士3人が担当して無料相談会を実施しました。開催に当たり、２週間前に支部長が会場に於いて当日の担当者と設営等の打ち合わせをして万全を期して、来場ＰＲとしてプレス空知（空知新聞社）に開催の趣旨等を掲載しました。

当日は、好天に恵まれましたが、出足は鈍く相談者は1人（相続放棄についてのご相談1件）で低調に終わり、今後の実施計画についての検討を要するように感じました。

無料相談会の様子

十勝支部

十勝支部では、2月22日（水）の行政書士記念日に合わせて、とかちプラザ（帯広市内）において「無料相談会」を実施しました。好天にも恵まれ、約5時間の間に昨年度よりも多い29件の相談を受けしました。

相談の内容は、例年と同様に相続や遺言に関するものが中心でしたが、議事録作成や成年後見、法人設立など幅広いご相談が寄せられました。また今回の相談員には、支部役員の他に、登録して年月が浅い会員も参加しました。先輩会員の相談対応に同席することで、トレーニングの機会としても有効だったと思います。

無料相談会の様子

公　　示

平成29年1月28日に開催された理事会において、次の会員について会則第26条第1項の処分が決定されましたので、会則施行規則第33条第６項により公示します。

被処分者　　重共　英俊　会員（空知支部）

処分年月日　　平成29年３月７日

処分内容　　廃業の勧告（会員の権利の停止を含む。）
（北海道行政書士会会則第26条第１項第３号

処分理由　　被処分者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく書類の作成及び関係官公署への書類の提出に係る業務を受任し、着手金を受領したにもかかわらず業務を履行しないまま連絡がつかなくなった。よって、行政書士法第10条に違反。

また、滝川市内に事務所を有するにもかかわらず、変更登録をすることなく、札幌市内に事務所を設置していたことが判明した。よって、行政書士法第６条の４に違反。

国際業務研修報告

平成28年12月16日（金）、札幌市教育文化会館３Ｆ研修室305において、第二東京弁護士会所属弁護士、山脇康嗣氏をお招きし、告示外定住、告示外特定活動、特別受理、在留資格取消制度、入管法改正案（在留資格等不正取得罪・営利目的在留資格等不正取得助長罪）等をお話しいただきました。道外の会員（岩手会1名、宮城会1名）も含め、60名が受講しました。

研修の様子

研修の様子

札幌支部　河野　雄介

先日の弁護士山脇康嗣先生の研修会は、「法律家としての視点」に気づかせてもらえる研修でした。出入国管理法第70条等の改正に伴い行政書士が注意するべき内容については、構成要件を理解した上でどのような対応で臨めば良いかを教えて頂きました。危険性の理解とそれに対応する知識及び準備は申請取次を行う行政書士にとっては重要なことだと実感しました。また、告示外定住及び特定活動の分類については、専門的に教えて頂ける機会はなかなかないので非常に勉強になりました。告示外定住等に関する知識は、在留資格に関する手続きを受任する上で、より幅広い目線から可能性を判断する力を与えてくれるものとなりました。今回学んだことを今後の業務に活かしていきたいと思います。

旭川支部　加藤　隆明

昨今、観光地やテーマパーク、商業施設など日本のどこに行っても外国人を目にする機会が著しく増えた様に感じられる。東京など首都圏のファストフードやコンビニでは日本人より外国人店員（アジア系）の方が多いのではないかと思うほどだ。

少子高齢化に向かう日本は、将来的に減少するであろう日本人労働力を外国人労働者で補う事になると推測され、それに伴い我々行政書士が申請取次業務の依頼を受ける機会も増す事と思われるが、依頼内容の本質を見抜く洞察力と、時には断る勇気も持ち合わせていなければ足元をすくわれる危険性も増す事となるかもしれない。

今般の研修は、入管法の改正により経験・知識の浅い行政書士が、偽りその他不正の手段により申請を行ったとして立件されるリスクが高くなったため、業務を行う際には入管法や基準省令などを熟知し、正しい知識と見識で臨んでほしいと警鐘を鳴らすものだった。

講師である弁護士の山脇先生は、元は行政書士として申請取次業務をされていた経緯もあり、我々と同じ目線で業務の進め方、問題点の対処の仕方、また弁護士の立場からも入国管理局から申請に異議を唱えられた際、判例や審査基準を用いて論破する手段などを講義くださり、入国管理局統括審査官の研修では拝聴できない実務的な講義だったと思う。

講師が入管業務において、幾人もの行政書士と顧問契約を結んでいると講義の中で言われていたが、納得できる話である。

惜しむべきは講師が東京会所属で、気軽に相談できる状況にない事だが、リスクの高い入管業務を扱う以上、万一に備え地元で入管業務に精通した弁護士と常にコンタクトをとれる状態にしておく事は、転ばぬ先の杖としてやはり必要なのではないだろうか。

行政書士会ＡＤＲセンター無料相談会の報告

行政書士会北海道ADRセンター センター長　河上　隆

平成29年1月13日（金）12時から18時まで札幌駅前通り地下歩行者空間（通称チ・カ・ホ）でＡＤＲセンターの無料相談会を実施しました。

一日数万人の歩行者が通過する人通りが多い場所ゆえ、幟を立て、ポスターを張り電光掲示板も設置して市民に目立つ相談会に努めました。

結果として今回は賃貸借問題よりは相続・許認可等の各種相談が寄せられ、特に外国人問題については事前に札幌法務局人権係・札幌国際プラザにもお知らせして関係者がおられたら相談にお越し下さいとの広報にも努めましたが、外国人問題の相談はありませんでした。

会場の様子

多くの相談が寄せられて盛況の相談会でしたが、今回はＡＤＲ調停に繋がる事案は無く、今後の広報活動の検討課題としたいと存じます。

相談の様子

その後、出席した国土交通省関連の民間賃貸住宅に関するセミナー（1月20日）では全道の自治体消費者問題担当者や不動産仲介業者の方々から賃貸借物件での困り事が多々寄せられているとの情報も得、当センターの情報を知らない市民向けの効果的な広報活動を考えて、話し合いで解決する当センターの利用促進に励む所存です。会員の皆様からの貴重な情報もお寄せいただければと存じます。

申請取次行政書士管理委員会からのお知らせ
「届出済行政書士の資格を喪失した会員へ」

申請取次行政書士管理委員会　委員長　成田眞利子

平素の当委員会へのご協力に感謝申し上げます。

札幌入国管理局発行の届出済証明書の有効期間が既に終了している会員の皆様にお知らせします。

なお、既にこの手続きを完了されている会員の皆様については、他の手続きは必要ありません。

届出済証明書の裏面の注意事項に「この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、業務停止中、資格喪失したとき、有効期間を経過したとき、又は入国管理局職員から要求があったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。」と記載されております。

届出済証明書の有効期間が過ぎた場合は、翌月末までに必ず本会事務局に届出済証明書を持参若しくは郵送にて返還をお願い致します。

返還の際には「届出済証明書返還届」（日行連ＨＰより取得）に必要事項をご記入と捺印のうえ、返還される届出済証明書と共に提出して下さい。

事務局に返還された届出済証明書につきましては、当委員会にて取りまとめて札幌入国管理局に返納致します。

お手数をお掛けしますが、御理解の程よろしくお願い致します。

ご不明の点等がございましたら本会事務局までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】　北海道行政書士会事務局
札幌市中央区北1条西10丁目1-6
電話011-221-1221（担当：佐藤）

平成28年度 自動車関連諸団体との協議会が開催されました

平成29年2月21日、ホテルポールスター札幌にて、自動車関連諸団体と協議会を開催し、意見交換等を行いました。

吉村会長を代理して宮元副会長による挨拶の後、各団体の出席者から近況の報告等をいただきました。

今回は特にOSS（自動車保有関係手続きのワンストップサービス）が平成29年4月から拡大されることから、各団体の対応状況等について情報共有ができたものと思います。

また、2019年ラグビーワールドカップの開催に合わせた特別仕様ナンバープレート（期間限定）の告知、手続等への協力の要請がありました。

前列左から（敬称略）
一般社団法人日本自動車販売協会連合会札幌支部
専務理事　福田　昇
一般社団法人札幌地区自家用自動車協会　専務理事　野崎　次夫
一般財団法人北海道陸運協会　理事長　畠山　重行
同　専務理事　松野　則和

後列左から（敬称略）
北海道行政書士会　業務企画部長　野口　哲郎
経理部長　医王田　勝美
副会長　宮元　仁
総務部長　横内　寿治
研修部長　土井　伸
札幌支部会員　酒井　勝也

全道支部OSS担当者会議が開催されました

平成29年2月25日、札幌市教育文化会館にて全道支部OSS担当者会議が開催されました。

この会議は平成29年より拡大される自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）への対応との観点から、平成28年12月6・7日に開催された全国OSS担当者会議を受けての各単位会での伝達研修としての位置付けもあわせて、各支部から担当者の他、OSSに興味ある会員を含め35名が参加し行われました。

第1部として、羽賀理事がOSSの現状と今後の展開について、一括申請システムを含めた説明を行いました。

第2部として、土井研修部長から本会としての対応や丁種出張封印の新設について説明が行われました。

第3部として、深貝相談役が業務としてOSSへどう対応していくかという観点から説明を行いました。

鋭い質問等もあり、関心の高さが伺える会議となりました。

羽賀亮介理事

会議の様子

夕張市支援事業の実施報告

業務企画部長　野口　哲郎

北海道行政書士会では夕張市支援事業に平成19年より10年間取り組んで参りました。事業内容は、年度末の窓口業務繁忙期の業務受付対応要員として、支援希望会員を募り、建設工事競争入札参加資格申請書類や法定調書等の書類整理業務、受付補助業務等の後方支援にあたるというものです。今年度についても後方支援について要請があり、常任理事会で協議の上、会員の皆様に支援業務の募集をし、２名の方に担当して頂くことになりました。

この支援業務にあたり、平成29年2月23日（木）、酒勾次長と共に夕張市を表敬訪問致しました。職務多忙の為ご不在の鈴木市長に代わり、鈴木理事から、支援事業に対する感謝のお言葉を頂き、また、夕張市の再建が一歩ずつ進んできていること、当会の支援もその一助になっているとのお話を頂きました。職員の皆さんも一丸となり年度末窓口業務繁忙期も少しずつ自立して業務に取り組んでいきたいとのことで、今年度も以前の実施日数20日間の半分の日程で、平成29年2月20日から3月3日までの計10日間で実施しました。

最後になりますが、鈴木理事とのお話の中で、夕張市への支援事業は今年で10年の節目を迎え、11年目となる次年度からは、繁忙期の後方支援に留まらず、夕張市再建について、行政書士の専門知識を活用した事業連携という新たなステージに進んでいけると感じました。

北海道行政書士会ホームページのリニューアルについて

平成29年２月22日より新ホームページがスタートいたしました。

新ホームページ稼働後の会員ページへのログインにつきましては、ID・パスワードを新規入力していただく必要がありますので、よろしくお願いいたします。

なお、初期設定ではIDは会員番号（４桁）、パスワードは登録番号（８桁）となっておりますが、ログイン後に「プロフィール編集」から変更可能です。

メールマガジン再登録について

ホームページのリニューアルに合わせ、メールマガジン配信についても変更されております。会員の皆様よりご登録いただいていたメールアドレスについてはリセットされておりますので、あらためて新規登録をお願いいたします。

農地法第３・４・５条に係る書式ダウンロードについて

北海道行政書士会では、農地法第３条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）、第４条（農地の転用の制限）、第５条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）の許可申請に係る許可申請書等を「北海道行政書士会専用書式」として作成し、配布することとなりました。

本会ホームページよりログイン後、「会員メニュー」の「業務上書式ダウンロード」か、画面左側「業務上書式ダウンロード」を選択し、書式のダウンロード後ご利用ください。

なお書式はMS Word形式のファイル（拡張子.doc）です。

◀画面左側メニュー

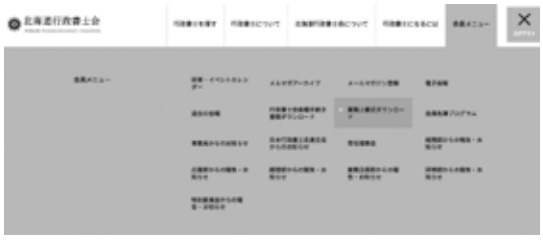

▲会員メニュー

新入会員

おおさか　せいじ
逢　坂　誠　二　1959年4月24日

函館支部　2016年12月1日入会
事 務 所　函館市宮前町8－4
TEL.0138-41-7773
FAX.0138-41-7774

コメント

きめい　しょうたろう
木　明　翔太郎　1994年12月28日

札幌支部　2016年12月1日入会
事 務 所　札幌市西区西町南19丁目2番22号
ハイツ時習館105号
TEL.080-6074-5752
FAX.011-666-1285

コメント

もり　ひでき
森　　英　樹　1973年9月23日

札幌支部　2016年12月1日入会
事 務 所　札幌市南区北ノ沢4丁目1番69号
TEL.011-211-4641
FAX.011-211-4642

コメント

ひらい　ともひろ
平　井　智　博　1963年7月7日

札幌支部　2016年12月1日入会
事 務 所　札幌市中央区南1条西11丁目1番地
コンチネンタルビル
TEL.011-221-1100
FAX.011-221-3300

コメント

おおさわ　ただとし
大　澤　忠　敏　1953年5月31日

札幌支部　2016年12月1日入会
事 務 所　札幌市白石区南郷通16丁目北
8番17号
TEL.011-864-1776

コメント

まつだ　たかし
松　田　孝　志　1954年1月10日

十勝支部　2016年12月1日入会
事 務 所　帯広市西19条南5丁目18番地2
TEL.0155-38-5551
FAX.0155-36-0148

コメント

おおひなた　しげあき
大日向　茂　明　1954年8月1日

札幌支部　2016年12月1日入会
事 務 所　札幌市中央区北7条西25丁目
1番8－303号
TEL.011-614-3326

コメント

いしど　しんすけ
石　戸　伸　介　1955年11月4日

札幌支部　2016年12月1日入会
事 務 所　札幌市中央区南7条西5丁目1番地16
東カン札幌第二ビル503－3
TEL.011-206-0411

コメント

ながみね　けいすけ
長　峰　啓　介　1975年1月28日

札幌支部　2016年12月1日入会
事 務 所　札幌市西区宮の沢1条4丁目
2番1－401号
TEL.011-213-9712
FAX.011-351-2154

コメント

すみよし　こういち
住　吉　耕　一　1951年1月3日

札幌支部　2016年12月1日入会
事 務 所　札幌市豊平区美園7条2丁目3番12
サザンプレイス美園305号
TEL.090-5730-7182

コメント

新入会員

むらおか　ゆうこ
村　岡　裕　子　1970年1月30日

札幌支部　2017年1月1日入会
事 務 所　札幌市北区北7条西1丁目1番地11
バームハイツ札幌1101号
TEL.080-3509-3556

コメント

まだ、右も左もわからない状態ですが、会計事務所と不動産の業務に携わっていた経験を生かし、徐々に仕事の幅を広げていきたいと思います。

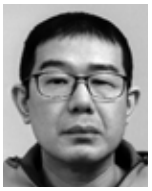

やまもと　なおき
山　本　直　樹　1973年7月14日

函館支部　2017年1月1日入会
事 務 所　函館市中道2丁目26番19号
TEL.0138-31-3422
FAX.050-3730-5753

コメント

新人。43歳。まだまだ、これからです！「三方よし」の精神で、皆様のご指導を仰ぎながら、コツコツ努力していく所存です。

くりはら　ただし
栗　原　　雅　1959年3月22日

釧路支部　2017年1月1日入会
事 務 所　釧路市柏木町5番6号
TEL.090-5955-8965

コメント

ひよひら　ひでゆき
清　平　秀　幸　1975年10月9日

札幌支部　2017年1月1日入会
事 務 所　札幌市豊平区福住3条10丁目10番5号
ハイツグリーンヒル202号
TEL.090-2990-7620

コメント

とよとみ　ひでき
豊　富　英　貴　1963年6月28日

札幌支部　2017年1月1日入会
事 務 所　札幌市北区北25条西16丁目
4番7号　野口様方
TEL.080-1886-9948

コメント

ししど　ひろき
宍　戸　広　樹　1974年11月29日

室蘭支部　2017年2月1日入会
事 務 所　伊達市山下町161番地7
TEL.090-8900-2025

コメント

ふじしろ　ひでかず
藤　代　英　一　1954年6月21日

函館支部　2017年2月1日入会
事 務 所　函館市白鳥町5番29号
TEL.0138-45-7676
FAX.0138-45-7600

コメント

行政書士試験結果

都道府県	受験申込者数	受験者数	合格者数	合格率（%）
北海道	1,768	1,353	111	8.20
全国計	53,456	41,053	4,084	9.95

会議開催状況 <12～2月>（一部抜粋）

〈 理事会・常任理事会・正副会長会 〉

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第10回常任理事会	平成28年 12月 9日	本会会議室	(1)報告事項 ア)日行連関係 イ)各部、各委員会の活動状況等 (2)協議事項 ア)平成28年度事業計画の推進について イ)その他当面する課題について (3)その他
第11回常任理事会	平成29年 1月 26日	本会会議室	(1)報告事項 ア)日行連関係 イ)各部、各委員会の活動状況等 (2)協議事項 ア)平成28年度事業計画の推進について イ)その他当面する課題について (3)その他
第２回支部長協議会	平成29年 1月 27日	本会会議室	(1)支部運営に係る現状・課題等に関する支部長相互の意見交換等について (2)平成29年度事業計画、事業推進等に対する要望・意見等について (3)その他
第３回 理事会・合同部会	平成29年 1月 28日	本会会議室	(1)報告事項 ア)日行連関係 イ)各部、各委員会の活動状況等 (2)協議事項 ア)平成28年度事業計画の推進について イ)その他当面する課題について (3)その他
第１回正副会長会	平成29年 2月 17日	本会会議室	(1)会務執行上の諸問題について (2)その他
第12回常任理事会	平成29年 2月 17日	本会会議室	(1)報告事項 ア)日行連関係 イ)各部、各委員会の活動状況等 (2)協議事項 ア)平成28年度事業報告(案)及び平成28年度決算見込みについて イ)平成29年度事業計画(案)及び平成29年度収支予算(案)について ウ)その他当面する課題について (3)その他
第13回常任理事会	平成29年 2月 18日	本会会議室	(1)報告事項 ア)日行連関係 イ)各部、各委員会の活動状況等 (2)協議事項 ア)平成28年度事業報告(案)及び平成28年度決算見込みについて イ)平成29年度事業計画(案)及び平成29年度収支予算(案)について ウ)その他当面する課題について (3)その他

〈 委員会 〉

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第13回会報・ホームページ委員会	平成29年 2月 14日	本会会議室	(1)メールマガジン2月号(臨時)について (2)会報春号について
第３回綱紀委員会	平成29年 2月 20日	本会会議室	(1)綱紀事案について
第11回申請取次行政書士管理委員会	平成28年 2月 21日	本会会議室	(1)申請書審査(新規：3件、更新4件) (2)JETROへの協力について (3)実績報告書の提出状況 (4)次年度の事業計画・収支予算 (5)会報について (6)最新情報 (7)その他
第２回会費納入促進委員会	平成29年 2月 24日	本会会議室	(1)滞納整理状況について (2)その他
第４回経理部会	平成29年 2月 24日	本会会議室	(1)平成28年度各事業計画・予算執行状況について (2)平成29年度各部事業計画・予算について (3)その他
第３回建設業相談員対応委員会	平成29年 2月 24日	本会会議室	(1)平成28年度事業報告について (2)平成29年度事業計画について

会報の訂正とお詫び

会報「行政書士北海道」2016秋号につきまして、以下の通り訂正がございます。
記事を訂正しお詫び申し上げます。

記

◇訂正箇所：7ページ　新入会員研修報告・感想　下段感想文

誤「新入会員研修を終え」　　誤「札幌支部　成田　幹」
正「新入会員研修を終えて」　　正「札幌支部　五十嵐　友紀子」

ご逝去　ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

札幌支部	６８５番	谷岡武博	去る平成28年10月9日にて永眠（享年83歳）
十勝支部	４３６３番	田村武治	去る平成28年12月7日にて永眠（享年78歳）
札幌支部	２２３０番	長谷川壽朗	去る平成29年1月2日にて永眠（享年68歳）
旭川支部	４２６５番	澤沼孝	去る平成29年1月29日にて永眠（享年81歳）
札幌支部	２０１４番	藤原聖	去る平成29年2月11日にて永眠（享年85歳）
小樽支部	８９３番	今井省三	去る平成29年2月21日にて永眠（享年81歳）
札幌支部	３０３９番	松浦盛次	去る平成29年3月4日にて永眠（享年97歳）

■編集後記

本委員会での会報発行も今号で最後となりました。次号からは新委員会での発行となります。会報の編集・発行に追われ、ホームページの更新に追われ、なにもできないまま時間が過ぎていく感覚でした。委員や会員の皆様のご協力でここまでなんとかやって来られたというところです。ありがとうございました。そしてまた次期会報をよろしくお願いいたします。（羽賀亮介）

「春」と聞いて連想するものランキングを覗いてみました。王道の「桜・花見・入学・卒業・出会い」などがランキング上位を占めていましたが、私の「春」と聞いて連想するものは、自動車任意保険の更新です。最近ではインターネットで手続ができるので便利になりましたが、それでも後回しにしてしまう毎年恒例の春の行事…。今年も更新のご案内がぽつりぽつりと届き始めました。ずっと意識しながらも私が更新手続きを行うのは、ちょうど会報・ＨＰ委員会の任期終了の頃だと思います。委員会のお仕事は悪戦苦闘の連続でしたが、諸先輩方に助けて頂きながら、皆様に有益な情報をお届けしたいと頑張って参りました。本委員会での会報紙発行は今号で最後です。さまざまなご協力・ご理解を頂きました皆様本当にありがとうございました。（野原千絵子）

春といえば別れと出会いの季節ですが、長年使っていた財布とお別れして、新しい財布にするには、いいタイミングなのだそうです。「春」と「張る」をかけて、財布が張るほど金運が良くなるのだとか。金運アップということでは、二つ折りの財布より長財布のほうがいいとか、お札は向きを揃えて肖像画の頭を下にして入れたほうがいいとか聞きますが、効果はどうなのでしょう?以上、お別れのご挨拶の前振りです。今回の春号が今期の会報・HP委員会が発行する最後の紙会報です。２年間のお付き合い、ありがとうございました！（紺野裕和）

早いもので、本委員会の任期ももうすぐ終了となります。
大変貴重な経験をさせていただき、お声がけいただけたことに感謝しております。正直なところ個人的な感覚では、ある号の編集が終わるとすぐにまた次の号の編集会議が始まるという感じで、経験豊富な先生方についていくだけでした。この編集後記を書いているのが２月末、記事を仕上げてこれからようやく確定申告に入ります。最後までバタバタが続きそうです。（坂之井直紀）

厚生労働省が検討している受動喫煙対策を強化する法案の骨子によると、居酒屋や焼き鳥店などでタバコが吸えなくなるかもしれません。焼き鳥の煙と匂いの中で吸うタバコは格別だったのですが…。愛煙家として『狼煙（のろし）』を上げる場所には注意しているつもりですが、もし、上記法案が施行されたら、さらに注意しなければなりませんね…。（山村英晶）

この編集後記が最後のようですね。初めての委員会活動で任期２年間が終わろうとしています。最初は何もかもわからなくて、やっていけるか心配でしたが親切な先輩委員のおかげで、なんとか続けていけました。委員会で月に２回は札幌に行っていたので、この委員のメンバーとは一番会う機会の多い他支部メンバーになり、仕事面での情報交換でもアドバイスをいただいたり貴重な体験ができました。委員会活動はもうじき終わりますが、この縁を大切にしていき今後ともよろしくお願いしたいと思います。（本木茂秋）

次号の編集後記は…と頭を悩ませていたのも束の間、早いものでH29年春号を迎えました。周りのフォローを頂きながら、見よう見まねでなんとか広報に携わって参りました。記事の校正作業から、どさんこワイドでの広報活動、等々…と振り返ればあっという間ではありましたが、委員会、関係者の皆様には、色々ご協力を頂き感謝しています。また、広報誌をご覧の皆様、毎回ご覧頂きありがとうございました。（更科香織）

２月22日は「行政書士記念日」でしたが、世間一般では「猫の日」として知られています。世の中は空前の猫ブーム。日行連公式キャラクターの「ユキマサくん」は今年も「ゆるキャラグランプリ」にエントリーするのでしょうか。「ユキマサくん」にはぜひ上位に入り、行政書士をアピールしてほしいですね。Ｊリーグにもマスコット総選挙があります。北海道コンサドーレ札幌のドーレくんは４位でした！（原田和子）

先日、お客様の相続税の件で税理士と打ち合わせしたときに「基礎控除が下がってから課税対象者が、かなり増えてますよ」との話を聞き、調べてみると平成27年から新制度になり課税対象者が約1.8倍に増加しているとのことでした。課税割合は8.0%に上昇し、13人に１人の割合で相続税の申告が必要なようです。相続対策が身近な時代になったんですね。（嶋田俊二郎）

現在の自宅に引っ越してきてやや３年たちますが、その間に２回も救急車に乗りました。自分の病気ではなく、長男次男の頭のケガのせいです。どちらもほぼ同じ時間帯に家の中を走り回って足を引っかけて木製家具にダイブしたようです。デジャブか?っていうくらい状況が似ていたので、一度家の中をお祓いでもしたほうがいいのかしら?と思い始めています。会報が発行されるまでに実際にお祓いをしているかどうかは不明ですが、そんなこんなで救急車に乗った翌日に寝不足気味で任期最後の編集後記を書いています。２年間ありがとうございました。（塩坂壇）

2017.春. 第328号　●　平成29年３月25日発行

発行人：吉　村　　学
編集人：羽　賀　亮　介
発行所：北海道行政書士会
印刷所：㈱スリーエス印刷

郵便番号　060-0001
札幌市中央区北１条西10丁目1−6
北海道行政書士会館
TEL　代表(011)221−1221･FAX(011)281−4138

総会員数				前年同月比	前月比
1,755（個人 1,737・法人 18）				＋47	−5
男性	1,575	女性	180		

平成29年２月末現在

取引銀行　北海道銀行本店　（当19116）
北洋銀行本店　（普0742651）
北洋銀行札幌南支店　（普0570344）
北洋銀行本店　（普0389444）
振替口座　02730-0-8224番

2月22日行政書士記念日
広報活動の報告

今年も、２月14日（火）放送のSTVどさんこワイド179「街角30秒勝負」コーナーに会報・HP委員会の委員が出演し、札幌駅前広場から全道の皆さんに行政書士記念日に合わせて各支部が開催する無料相談会のお知らせをPRしました。

当日はあいにくの吹雪模様で撮影がどうなるか不安な部分もありましたが、出演前に宮元副会長・横内総務部長が激励に駆けつけ、出演者一同気合が入り、緊張することなくリハーサルを終え、本番では見事に30秒でPRすることができました。

各支部でも工夫を凝らしたPR活動により無料相談会を通して行政書士記念日事業を道民の皆様にお伝えできたようです。

また、例年好評の行政書士記念日に合わせての業務紹介テレビCMも、リニューアルされた本会ホームページから視聴することができます。まだご覧になっていない方は是非ご覧になってください。

リハーサルの様子

本番の様子

あいにくの吹雪模様